

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表

第2に定める以外の科目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、
確実な方法で管理しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることが
できる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を
処理する。

- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第7条 予算の流用及び予備費の充当は、栃木市の予算の例によるものとする。

- 2 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、
協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、規約第16条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員の監査に付した後、
協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式により

これを行うものとする。

- 2 協議会出納員は、予算差引簿その他必要な簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月4日から施行する。
- 2 平成21年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「この規程の施行日以後初めて召集される」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の科目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の科目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

